

新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p>スーパーブルーラップ 投資一任契約のご案内 契約締結前交付書面 (金融商品取引法第37条の3に定める書面) &lt;省略&gt;</p> <p>ご解約に関する事項 当契約の契約期間中でも当社に対し所定の書面を提出することにより、当契約を解約することが可能です。この場合、所定の解約通知書を受理した日の翌営業日から起算して<u>9</u>営業日目が受渡日(解約日)となります。 &lt;省略&gt;</p> <p>スーパーブルーラップ 投資一任契約約款 &lt;省略&gt;</p> <p>(解約) 第18条 &lt;省略&gt;</p> <p>お客様は、当契約の契約期間中でも当社に対し所定の書面を提出することにより、当契約を解約することができるものとします。この場合、当該書面を受理した日の翌営業日から起算して<u>9</u>営業日目の日を解約日とします。 &lt;省略&gt;</p> <p>3 前項の規定に拘らず、お客様について相続が開始した場合、相続開始を当社が書面により認識した日の翌営業日から起算し<u>9</u>営業日目の日を解約日とし、運用を停止して当契約を解約するものとします。 &lt;省略&gt;</p>	<p>スーパーブルーラップ 投資一任契約のご案内 契約締結前交付書面 (金融商品取引法第37条の3に定める書面) &lt;省略&gt;</p> <p>ご解約に関する事項 当契約の契約期間中でも当社に対し所定の書面を提出することにより、当契約を解約することが可能です。この場合、所定の解約通知書を受理した日の翌営業日から起算して<u>10</u>営業日目が受渡日(解約日)となります。 &lt;省略&gt;</p> <p>スーパーブルーラップ 投資一任契約約款 &lt;省略&gt;</p> <p>(解約) 第18条 &lt;省略&gt;</p> <p>お客様は、当契約の契約期間中でも当社に対し所定の書面を提出することにより、当契約を解約することができるものとします。この場合、当該書面を受理した日の翌営業日から起算して<u>10</u>営業日目の日を解約日とします。 &lt;省略&gt;</p> <p>3 前項の規定に拘らず、お客様について相続が開始した場合、相続開始を当社が書面により認識した日の翌営業日から起算し<u>10</u>営業日目の日を解約日とし、運用を停止して当契約を解約するものとします。 &lt;省略&gt;</p>
<p>スーパーブルーラップ投資一任契約 申込書 兼 契約締結時交付書面 兼 投資一任契約内容確認書 兼 投資一任口座開設申込書 (金融商品取引法第37条の4に定める書面) &lt;省略&gt;</p> <p>7. 解約 お客様は当契約の契約期間中でも当社に対し所定の書面を提出することにより、当契約を解約することができるものとします。この場合、当該書面を受理した日の翌営業日から起算して<u>9</u>営業日目の日を解約日とします。 &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 前項の規定に拘わらず、お客様について相続が開始した場合、相続開始を当社が書面により認識した日の翌営業日から起算し<u>9</u>営業日目の日を解約日とし、運用を停止して当契約を解約するものとします。 &lt;省略&gt;</p>	<p>スーパーブルーラップ投資一任契約 申込書 兼 契約締結時交付書面 兼 投資一任契約内容確認書 兼 投資一任口座開設申込書 (金融商品取引法第37条の4に定める書面) &lt;省略&gt;</p> <p>7. 解約 お客様は当契約の契約期間中でも当社に対し所定の書面を提出することにより、当契約を解約することができるものとします。この場合、当該書面を受理した日の翌営業日から起算して<u>10</u>営業日目の日を解約日とします。 &lt;省略&gt;</p> <p>(2) 前項の規定に拘わらず、お客様について相続が開始した場合、相続開始を当社が書面により認識した日の翌営業日から起算し<u>10</u>営業日目の日を解約日とし、運用を停止して当契約を解約するものとします。 &lt;省略&gt;</p>